

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年8月31日

香川県監査委員 平 木 享  
 同 水 本 勝 規  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 野 田 峻 司

行政監査の結果に対する措置状況

県に事務局を置く団体の運営等について

[ 改善・検討事項 ]

項 目	改 善 又 は 検 討 を要する事項（要約）	所 属 名 （団体名又は補助金名等）	左 に 対 す る 措 置 状 況
団体に対する執務場所の提供	団体が設置しているコピー機の設置場所について行政財産の使用許可手続ができていないので、手続を行うよう団体を指導する必要がある。	技術企画課 （財団法人香川県建設技術センター）	団体が設置している許可範囲外のコピー機はすでに18年度中に撤去されており、今後必要な場合には変更申請を提出させることとしている。
	行政財産の使用許可申請書に別の団体が使用している行政財産を含めて申請し、使用許可を受けているので、各々の団体から使用許可申請書を提出させ、許可する必要がある。	観光交流局 （社団法人香川県観光協会）	平成19年度の使用許可については、各々の団体から申請している。
	行政財産の使用許可を受けないまま、県の駐車場の一部を使用しているため、使用関係を明確にする必要がある。	技術企画課 （財団法人香川県建設技術センター）	財団職員の駐車場使用のあり方について、財産管理の視点から検討する。
	行政財産の使用許可に伴う管理諸経費の中に使用許可基準に示されている冷暖房用機器の保守点検費が含まれていないので、団体に対して負担を求める必要がある。	技術企画課 （財団法人香川県建設技術センター）	平成19年度からは負担を求めている。
	都市公園法に基づく管	観光交流局	平成19年度から上半期分

<p>理許可に伴う管理諸経費を年度末に一括して徴収しているが、金額的にも上半期分と下半期分に分けて徴収する必要がある。</p>	<p>(社団法人香川県物産協会)</p>	<p>と下半期分に分けて徴収する。</p>
<p>団体が使用している県有物品について貸付手続が行われていないので、団体と貸付契約を締結し、物品貸付簿に登録しておく必要がある。</p>	<p>職員課 (地方職員共済組合香川県支部) (地方公務員災害補償基金(香川県支部)) (財団法人香川県職員互助会)</p>	<p>平成19年度から貸借契約を締結し、物品貸付簿に登録した。</p>
	<p>県民活動・男女共同参画課 (青少年育成香川県民会議)</p>	<p>平成19年度から貸借契約を締結し、物品貸付簿に登録した。</p>
	<p>防災局 (財団法人香川県消防協会)</p>	<p>平成19年度中に貸借契約を締結し、物品貸付簿に登録する予定である。</p>
	<p>生活衛生課 (香川県地区衛生組織連合会)</p>	<p>平成19年度から貸借契約を締結し、物品貸付簿に登録した。</p>
	<p>観光交流局 (社団法人香川県観光協会)</p>	<p>登記漏れの物品を確認の上、平成19年4月1日付けで変更契約を締結し、物品貸付簿に登録した。</p>
	<p>福利課 (公立学校共済組合香川支部)</p>	<p>平成19年度から物品の貸付契約を締結し、物品貸付簿に登録した。</p>
	<p>厚生課 (警察共済組合香川県支部)</p>	<p>貸付契約を締結し、物品貸付簿を作成済みである。</p>
<p>団体からの借入自動車について、県の借入品出納保管簿に登録されてなく、また、団体が自動車を使用した場合の燃料費の負担を求めているので、借入品出納保管簿に登録し、団体が使用した燃料費の負担を団体に求める必要がある。</p>	<p>防災局 (財団法人香川県消防協会)</p>	<p>平成19年度に県の借入品出納保管簿に登録した。団体が使用した燃料については、18年度から負担を求めている。</p>

団体の業務に対する県職員の関与	県職員の団体の役職員への就任に当たり、団体からの委嘱依頼や任命等の手続が書面で行われていないので、就任手続が書面により適切に行われるよう団体に要請する必要がある。	交通政策課 (高松港コンテナターミナル振興協議会) (香川県交通安全母の会連合会)	平成19年4月1日付で、団体より書面による手続が行われている。
		文化振興課 (香川県芸術祭運営委員会)	平成19年4月1日付で、団体より書面による手続が行われている。
		文化会館 (日本伝統工芸展高松展実行委員会)	平成19年4月1日付で、団体より書面による手続が行われている。
		県民活動・男女共同参画課 (環境にやさしい買い物推進協議会) (香川県「女性友好の翼」実行委員会)	平成19年2月15日付で、団体より書面による手続が行われている。(環境にやさしい買い物推進協議会) 平成19年4月1日付で、団体より書面による手続が行われている。(香川県「女性友好の翼」実行委員会)
		人権・同和政策課 (香川県人権啓発推進会議)	平成19年2月1日付で、団体より書面による手続が行われている。
		防災局 (財団法人香川県消防協会)	平成19年度中に文書による就任手続が行われる予定である。
		環境政策課 (エコライフかがわ推進会議)	平成19年4月1日付で、団体より書面による手続が行われている。
		廃棄物対策課 (エコアイランドなおしま推進委員会)	平成19年4月1日付で、団体より書面による手続が行われている。
		産業政策課 (香川県企業誘致推進協議会)	平成19年4月1日付で、協議会より書面による手続が行われている。
		土地改良課 (吉野川総合開発香川用水事業推進協議会)	平成19年6月に、団体より書面による手続が行われている。
道路課 (香川県道路協会)	平成19年4月に、団体より書面による手続が行われている。		

	河川砂防課 (香川県河川協会)	平成19年4月に、団体より書面による手続が行われている。
	港湾課 (香川県港湾協会)	平成19年4月に、団体より書面による手続が行われている。
	高校教育課 (財団法人香川育英会)	平成19年4月1日付けで団体より書面による手続が行われている。
	保健体育課 (県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会)	平成19年4月1日付けで団体より書面による手続が行われている。
	高松高校 (香川県高等学校体育連盟)	平成19年4月1日付けで団体より書面による手続が行われている。
団体職員に委嘱されていない県職員が団体の起案文書に押印しているので、県と団体の業務を整理し、適切な事務処理が行われるよう指導する必要がある。	農業経営課 (財団法人香川県農業振興公社)	県と団体の業務を整理し、適切な事務処理が行われるよう指導した結果、平成19年度から改善された。
団体役員として業務に従事する際に職務専念義務の免除の手続を取っていないので、適正に職務専念義務の免除の手続を行う必要がある。	観光交流局 (社団法人香川県観光協会)	年間の団体役員としての業務は役員会等のみであるため、年間の職務専念義務免除の手続はとらずに、平成19年4月1日から団体役員として業務に従事する際は、その都度、職務専念義務免除の手続を行うこととした。
職務専念義務の免除申請書の記載内容に不備なものがあったので、必要事項を記載し適切に職務専念義務の免除の手続を行う必要がある。	交通政策課 (香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会) (高松空港振興期成会)	過年度において既に手続が行われている。
	県民活動・男女共同参画課 (青少年育成香川県民会議)	職務専念義務の免除申請書について、平成19年4月から必要事項を記載した内容に変更した。
	農業経営課	平成19年4月から職務専

		(財団法人香川県農業振興公社)	念義務の免除の手続が行われている。
		技術企画課 (財団法人香川県建設技術センター)	平成19年4月から職務専念義務の免除の手続が行われている。
団体への 県費支出	補助金等で長期間にわたり実施していない事業等が交付要綱上で補助対象事業とされているので、適宜交付要綱の見直しを行う必要がある。	生活衛生課 (河川を美しくする運動事業費補助金)	交付要綱を一部改正し、平成19年度から補助対象を清掃実施事業に要する経費に限定した。
		観光交流局 (香川県観光事業振興助成交付金)	平成19年度補助事業から実態に即した要綱に改正した。
		保健体育課 (四国ブロック高等学校体育大会運営事業補助金)	交付要綱を一部改正し、平成19年度から補助対象を運営事業に要する経費に限定した。
		子育て支援課 (子育てにやさしい香川づくり推進事業費補助金)	国の交付決定(例年年度末)前に県の交付決定ができないことから、結果的に財団にリスク負担を負わせることになっているため、早期に交付決定されるよう国に要望する。
	補助金の交付申請が年度当初に行われているにもかかわらず、交付決定が年度末になっているので、交付申請があれば速やかに審査し交付決定を行う必要がある。	医務国保課 (香川県臓器提供者確保事業推進費補助金)	早い時期に交付申請を行うよう指導した結果、平成19年度補助金は、4月2日付けで申請が行われた。
	補助金の交付要綱で示された補助対象経費について、交付申請書ではその経費の内訳が確認できないものがあつたので、出来るだけ詳細な経費の内訳を記載した交付申請書を提出させる必要がある。	文化振興課 (香川県芸術祭開催費補助金)	補助金の交付申請にあたり、各主催公演・行事の予算など、できる限り詳細な経費の内訳を記載するよう指導し、平成18年度分から改善されている。
	実績報告書における実績内容の記載が十分でないため、補助事業の成果	文化振興課 (香川県芸術祭開催費補助金)	実績報告にあたり、各主催公演・行事の決算など、できる限り詳細な実績を記

<p>が補助金の交付の決定の内容等に適合するものであるかどうか、十分に確認ができないものがあったので、補助事業の実績を出来るだけ詳細に記載させ、実績報告書の審査を厳正かつ的確に行う必要がある。</p>	<p>環境政策課 (エコライフかがわ推進会議補助金)</p>	<p>載するよう指導した結果、平成18年度分から改善されており、当該実績報告書に基づき、厳正かつ的確に審査を実施している。</p> <p>平成18年度の実績報告書から、支出内訳一覧等の詳細な資料を添付させ、審査の厳格化に努めている。</p>
	<p>廃棄物対策課 (エコアイランドなおしま推進委員会活動費補助金)</p>	<p>平成18年度実績報告書から補助事業の実績をできるだけ詳細に記載させ、実績報告書の審査を厳正かつ的確に行っている。</p>
	<p>観光交流局 (観光振興対策推進事業費補助金)</p>	<p>平成18年度分の実績報告書から、補助事業の成果物等を添付させ、厳正かつ的確に審査を行っている。</p>
	<p>医務国保課 (香川県臓器提供者確保事業推進費補助金)</p>	<p>平成18年度補助金については、補助事業者の事業実績報告に基づき、5月24日付けで補助金の額の確定及び補助事業者への通知を行った。</p>
<p>補助金や負担金について、団体における交付申請や請求等の事務と県における交付決定や支払等の事務が、同一の担当者で行われているので、チェック体制を見直す必要がある。</p>	<p>水資源対策課 (節水型街づくり推進協議会負担金)</p>	<p>平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。</p>
	<p>交通政策課 (香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会負担金) (高松空港振興期成会負担金)</p>	<p>平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。 (香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会負担金)</p> <p>平成20年度分から団体の事務と県の事務担当者を分けて、チェック体制を見直すこととしている。(高松空港振興期成会負担金)</p>
	<p>文化振興課</p>	<p>平成19年度から団体の事</p>

	(香川県芸術祭開催費補助金)	務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
	県民活動・男女共同参画課 (環境にやさしい消費者行動推進事業負担金)	平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
	人権・同和政策課 (香川県人権啓発推進会議負担金)	平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
	環境政策課 (エコライフかがわ推進会議補助金)	平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
	廃棄物対策課 (エコアイランドなおしま推進委員会活動費補助金)	平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
	産業政策課 (香川県企業誘致推進協議会負担金)	平成19年度から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
	農業生産流通課 (フラワーフェスティバルかがわ2006負担金)	平成19年4月から団体の事務と県の事務担当者を分けて、双方の事務を適正にチェックする体制としている。
委託料を概算払いしているにもかかわらず委託料の額の確定及び通知が行われていないので、額の確定をし団体に通知する必要がある。	観光交流局 (栗林公園讃岐民芸館管理業務委託)	平成18年度分から、額の確定を行い、団体に対して通知した。
委託契約の締結に当たり仕様書が作成されていないため、委託内容が不明確なものがあったので、委託内容を明確にした仕様書を作成する必要がある。	生涯学習・文化財課 (香川県立五色台少年自然の家等管理等業務委託)	平成19年度からは仕様書を作成している。

	る。		
	個人情報を取り扱う業務委託であるにもかかわらず、委託契約書に個人情報取扱いに関する規定がないので、個人情報の取扱いに関する規定を契約書に明記し、適切な個人情報の取扱いを求める必要がある。	交通政策課 (高齢者交通安全対策事業等業務委託)	平成19年度の委託契約から、個人情報の取扱いに関する規定を契約書に明記した。
		防災局 (香川県防災センター運營業務委託)	平成19年度の契約から個人情報の取扱いに関する規定を明記した。
		健康福祉総務課 (食生活改善・ヘルスプラン普及事業業務委託)	平成19年度から、個人情報の取扱いに関する規定を契約書に明記した。
	委託契約書に再委託に関する規定のないもの、又は再委託の承認手続を経ずに再委託をしているものがあつたので、再委託に関する規定を契約書に明記するほか、再委託することの効率性、合理性等を十分考慮して承認手続を行う必要がある。	防災局 (香川県防災センター運營業務委託)	平成19年度の契約から再委託に関する規定を明記した。
		観光交流局 (栗林公園維持管理業務委託) (県産品総合振興対策事業委託) (県産品県外マーケティング事業委託)	栗林公園維持管理業務委託については平成19年度の委託契約書に再委託に関する規定を明記した。 他の事業については、平成19年度から委託契約はない。
		保健体育課 (県民スポーツ・レクリエーション祭開催事業委託)	平成19年度からの委託契約書に再委託に関する規定を明記した。
	建設事業に係る積算及び施工管理業務委託については、中立性の確保や秘密保持の観点から土木部長通知等を根拠として単独随意契約をしているものがあつたが、施工管理業務については契約方法の見直しを検討する必要がある。	技術企画課 (財団法人香川県技術センターに対する施工管理業務委託(5件))	指摘事項をふまえ、契約方法の見直しに向け、検討を行っている。 本年度、「一般競争入札」を試行し、見直しのための検討資料とする。
団体の事務運営	決裁権限等に関する規程が整備されていないので、規程の整備が図られるよう団体の指導に努める必要がある。	交通政策課 (香川県交通安全母の会連合会)	事務の決裁条項を設ける規約の改正を平成20年度総会に提案することになっている。
		職員課 (財団法人香川県職員互助会)	平成19年度中に規程が整備される予定である。

	廃棄物対策課 (エコアイランドなおしま推進委員会)	決裁権限等に関する規程(案)を作成しており、次回の推進委員会(平成19年8月)に諮る予定である。
団体職員の給与等に関する規程が整備されていないので、規程の整備が図られるよう団体の指導に努める必要がある。	県民活動・男女共同参画課 (青少年育成香川県民会議)	平成19年度中に規程が整備される予定である。
	生活衛生課 (香川県地区衛生組織連合会)	平成19年4月に団体職員の給与等に関する規程が整備されている。
会計に関する規程及び決裁権限等に関する規程が整備されていないので、規程の整備が図られるよう団体の指導に努める必要がある。	水資源対策課 (節水型街づくり推進協議会)	現在、団体において規程案が作成されており、会員全員の了解を得る必要があるため、順次、了解を得た上で、平成19年度中に整備される予定である。
	交通政策課 (香川県瀬戸大橋利用促進実行委員会) (高松港コンテナターミナル振興協議会)	平成19年4月に、事務処理規程が整備されている。
	文化振興課 (香川県芸術祭運営委員会)	平成19年4月1日付で規程が整備されている。
	県民活動・男女共同参画課 (香川県「女性友好の翼」実行委員会)	平成19年度中に規程が整備される予定である。
	健康福祉総務課 (香川県食生活改善推進連絡協議会)	平成19年度から、会計規程及び決裁権限等に関する規程が整備されている。
	産業政策課 (香川県企業誘致推進協議会)	平成19年3月28日付で、「香川県企業誘致推進協議会事務処理規程」を策定し、会計及び決裁権限等に関する規程が整備されている。
	観光交流局 (かがわ県産品振興協議会)	かがわ県産品振興協議会に対し規程を整備するよう平成19年5月に指導し、協議会において会計に関する規程及び決裁権限に関する規程が同年6月に整備されている。

	農業生産流通課 (香川県農業生産資材廃棄物 適正処理推進対策協議会)	団体を指導した結果、平 成19年6月に会計に関する 規程及び決裁権限等に関す る規程が整備されている。
	土地改良課 (吉野川総合開発香川用水事 業推進協議会)	団体を指導した結果、平 成19年6月に会計に関する 規程及び決裁権限等に関す る規程が整備されている。
	道路課 (香川県道路協会)	団体を指導した結果、7 月23日開催の総会での承認 を経て、整備されている。
	河川砂防課 (香川県河川協会)	団体を指導した結果、8 月7日開催の総会での承認 を経て、整備される予定で ある。
	港湾課 (香川県港湾協会)	団体を指導した結果、8 月7日開催の総会での承認 を経て、整備される予定で ある。
	保健体育課 (県民スポーツ・レクリエー ション祭実行委員会)	平成19年6月より業務規 程が整備されている。
会計に関する規程、決 裁権限等に関する規程及 び団体職員の給与等に関 する規程が整備されてい ないので、規程の整備が 図られるよう団体の指導 に努める必要がある。	観光交流局 (四国観光立県推進協議会)	四国観光立県推進協議会 に対し、規程を整備するよ う平成19年5月に指導し、 協議会事務局作成の規程案 を平成19年秋に開催される 構成団体(4県及びJR) の課長会に諮ることとして いる。
	高校教育課 (財団法人香川育英会)	平成19年度中に規程が整 備される予定である。
	高松高校 (香川県高等学校体育連盟)	平成19年6月より業務規 程が整備されている。
書面表決に関する規定 が未整備であるので適宜 適切に規約等を見直すよ う団体を指導する必要が ある。	環境政策課 (エコライフかがわ推進会議)	平成19年6月22日付けで 規約改正を行い、書面表決 に関する条項を追加した。
団体の備付けの帳簿が	医務国保課	適宜適切に規約等を見直

財務規程に定める様式等と異なっているので、適宜適切に規約等を見直すよう団体を指導する必要がある。	(財団法人香川いのちのリレ一財団)	すよう指導し、平成18年度中に財務規程は改定されている。
	技術企画課 (財団法人香川県建設技術センター)	団体に見直しを指導し、現在、団体において見直し作業中であり、平成20年3月理事会をもって改正される予定である。
組織改正に伴う各種規程の改正が行われていないので、適宜適切に規約等を見直すよう団体を指導する必要がある。	観光交流局 (社団法人香川県物産協会)	物産協会に対して指導し、平成19年7月に改正済みである。
出納簿の記載内容が不十分であったので、出納簿を整備し、適正な出納管理を行うよう団体を指導する必要がある。	県民活動・男女共同参画課 (環境にやさしい買い物推進協議会)	平成19年2月に出納簿に必要事項が記載されている。
出納簿が整備されていないので、出納簿を整備し、適正な出納管理を行うよう団体を指導する必要がある。	廃棄物対策課 (エコアイランドなおしま推進委員会)	平成19年4月1日から出納簿を整備し、適正な出納管理を行っている。
	健康福祉総務課 (香川県食生活改善推進連絡協議会)	平成18年度から、出納簿を整備し、適正な出納管理を行っている。
	観光交流局 (かがわ県産品振興協議会)	平成18年度の行政監査直後に出納簿を整備し、適正な出納管理を行っている。
預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が同一人であるので、預金通帳の保管責任者と印鑑管理者を区分し、適切な管理を行うよう団体を指導する必要がある。	文化振興課 (香川県芸術祭運営委員会)	平成19年度から預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	県民活動・男女共同参画課 (香川県「女性友好の翼」実行委員会)	平成19年度から預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	健康福祉総務課 (香川県食生活改善推進連絡協議会)	平成19年4月1日から公印規程等を整備し、預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	子育て支援課 (財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団)	従来はどちらも事務長が行っていたが、平成18年11月から印鑑管理者を次長、

		預金通帳の保管責任者を事務長と改められている。(屋島事業所)
	生活衛生課 (香川県地区衛生組織連合会)	平成18年12月から、預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	産業政策課 (香川県企業誘致推進協議会)	平成19年度から、預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	農業生産流通課 (花の里かがわ推進委員会)	団体を指導した結果、平成18年11月から預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	技術企画課 (財団法人香川県建設技術センター)	平成18年10月より預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	河川砂防課 (香川県河川協会)	平成18年10月より預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	保健体育課 (県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会)	平成18年11月から預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
	高松高校 (香川県高等学校体育連盟)	平成18年11月から預金通帳の保管責任者と印鑑管理者が区分されている。
預金通帳、印鑑が施錠のできない机の引出の中に保管されているので、適切な管理を行うよう団体を指導する必要がある。	水資源対策課 (節水型街づくり推進協議会)	平成18年11月から、預金通帳と印鑑を別にし、それぞれ別の施錠可能な場所に保管している。
	生活衛生課 (香川県地区衛生組織連合会)	平成18年12月から、預金通帳と印鑑は、それぞれ別の施錠可能な場所に保管している。
団体の備品台帳等が整備されていないので、備品台帳等を整備し県有備品との区分を明確にし、適切な管理を行うよう、団体を指導する必要がある。	職員課 (財団法人香川県職員互助会)	平成19年度中に備品台帳が整備される予定である。
	防災局 (財団法人香川県消防協会)	平成19年度中に備品台帳が整備される予定である。

団体の委託業務で、競争入札をすべきところ見積り合せで契約しているもの及び予定価格が作成されていないものがあつたので、団体の委託契約の競争性、透明性、公正性が高まるよう団体を指導する必要がある。	環境政策課 (エコライフかがわ推進会議)	委託業務の実施にあたっては、改善措置(競争入札、予定価格の作成)を講じるよう指導した(平成18年度以降、該当業務はない。)
	農業生産流通課 (花の里かがわ推進委員会)	平成19年度からは、業務の委託契約にあたり、予定価格を作成し、予定価格が100万円を超える契約については、競争入札を原則とするよう改善されている。
団体の委託業務で、予定価格が作成されていないもの及び単独随意契約の理由が記載されていないものがあつたので、団体の委託契約の競争性、透明性、公正性が高まるよう団体を指導する必要がある。	廃棄物対策課 (エコアイランドなおしま推進委員会)	平成19年度から、委託業務については、予定価格を作成するとともに、単独随意契約となるものはその理由を明示するなど、適正な執行に努めている。
公益法人会計基準に準拠した会計処理が行われていないので、同会計基準に準拠した処理を行うよう団体を指導する必要がある。	職員課 (財団法人香川県職員互助会)	平成19年度から公益法人会計基準に準拠した会計を行っている。
	防災局 (財団法人香川県消防協会)	複数ある会計について、平成19年度から公益法人会計基準に準拠した会計を行う予定である。
	高校教育課 (財団法人香川育英会)	公益法人会計基準に準拠した会計への移行が進められる予定である。
所管課による立入検査が行われていないので、適時、立入検査を行い、適切に団体を指導する必要がある。	職員課 (財団法人香川県職員互助会)	平成19年度において立入検査を実施するとともに、今後も適時に実施することとする。
	防災局 (財団法人香川県消防協会)	平成19年度において立入検査を実施するとともに、今後も適時に実施することとする。
	子育て支援課 (財団法人香川県児童・青少年)	平成19年2月に立入検査を実施した。

		年健全育成事業団)	今後とも適時に実施する。
		観光交流局 (社団法人香川県物産協会)	平成19年度から立入検査を実施し、今後とも適時に実施する。
		農業経営課 (財団法人香川県農業振興公社)	平成19年3月13日に立入検査を実施した。 今後とも適時に実施する。
インターネットによる団体の業務及び財務等に関する資料の情報公開ができていないので、公開に努めるよう団体に要請する必要がある。		職員課 (財団法人香川県職員互助会)	平成19年度中に公開される予定である。
		防災局 (財団法人香川県消防協会)	平成19年度中に公開される予定である。
		子育て支援課 (財団法人香川県児童・青年健全育成事業団)	平成18年11月から業務及び財務等の情報公開が行われている。
		医務国保課 (財団法人香川いのちのリレー財団)	公開に努めるよう要請した結果、平成18年秋に団体のHPを開設し、業務及び財務等に関する資料の情報公開が行われている。
		観光交流局 (社団法人香川県物産協会)	物産協会に対しインターネットによる情報公開について平成19年5月に要請し、ホームページ次回定期更新時の平成19年9月から公開される予定である。
		高校教育課 (財団法人香川育英会)	平成19年度中に業務の情報公開からが進められる予定である。

[ 意見 ]

項目	改善又は検討を要する事項(要約)	所属名	左に対する措置状況
団体に対する執務場所の提供	行政財産の使用許可面積は、原則として実測により算出することになっているが、大半は「専任職員1人当たり4平方メートル」の基準により算出している。「1人当たり4平方メートル」とす	総務学事課	使用許可基準においては、使用許可面積を原則として実測により算出するものとし、使用面積が不明確な場合は、国が示す建物建築時の新営基準を反映させた1人当たり4平方メートルとして算出することとしてい

<p>る基準は昭和63年に定められ、その後、平成12年に本館が建設されるなどして庁舎の使用状況も変わっていることから、当該基準の妥当性を検証するとともに、事務室としての使用形態や団体所有の備品等の設置状況を勘案し、使用実態に即した使用許可数量の算出に努める必要がある。</p>		<p>る。 使用許可に当たっては、団体所有の備品等の設置状況を勘案し、不明確な場合で算出した面積を超える占有が認められる場合は、使用実態に即した使用許可数量を算出するなど、各所属に対して使用許可基準の適正な運用に努めるよう周知した。</p>
<p>管理諸経費については、使用許可基準の別表第2「管理諸経費標準算定方法」に掲げる経費についてのみ団体に負担を求めていたが、当該標準算定方法に示されていない経費であっても庁舎を維持管理していく上で必要な経費については、受益者負担の観点から、使用状況を勘案して、団体に経費負担を求めることも検討する必要がある。</p>	<p>総務学事課</p>	<p>使用許可基準では、電気料、ガス料、水道料等の管理諸経費の標準的な算定方法を示したものであり、具体的な算定に当たっては、使用状況を勘案して合理的に算定すべきこととしている。 管理諸経費については、団体に対する使用許可に伴い、県にとって負担増となる光熱水費等を中心に応分の実費負担を求めているものであり、それぞれの使用状況により、合理的な算定に基づき徴収するなど、各所属に対して使用許可基準の適正な運用に努めるよう周知した。</p>
<p>団体と物品の貸付契約を締結し、無償で貸し付けている事例があるが、条例では「公益上特に必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる」と定めていることから、無償等とする場合には、</p>	<p>出納局</p>	<p>無償又は時価より低い価格で物品を貸し付けている場合には、条例に基づき公益上の必要性について十分検討し、無償等とする理由を明確にしておくよう会計事務担当者研修等で指導するとともに、会計検査により重点的に検査を行う。</p>

	<p>公益上の必要性について十分に検討し、無償等とする理由を明確にしておく必要がある。</p>		
	<p>団体が理事会等を開催する際の県庁舎内の会議室の使用について統一的な取扱いが行われていないので、県庁舎内の会議室の使用基準を明確にし、適切な運用を図る必要がある。</p>	総務学事課	<p>県庁舎内の会議室の使用については、「県の主催する会議について使用する」と会議室使用上の留意事項に明記されており、団体独自の用務にて庁内会議室を使用することは出来ない。</p> <p>会議室使用基準の遵守について、県庁内各課長に周知した。</p>
	<p>団体の業務に係る事務費を県が負担しているものがあつたが、団体の業務に係る事務費についてはできるだけ団体に負担を求めべきであり、負担を求められない場合には県が負担する理由を明確にしておくなど、適切な経費負担が行われるように努める必要がある。</p>	総務事務集中課	<p>団体の業務に係る電話代、コピー代については、それぞれの使用状況に応じて負担を求めていくこととしている。</p> <p>今後とも、各所属に対し、団体の業務に係る電話代、コピー代については、それぞれの使用状況に応じて負担を求めていくこととし、負担を求めない場合には、その理由を明確にしておくよう、周知を図っていく。</p>
<p>団体の業務に対する県職員の関与</p>	<p>職員が公益団体等の事務事業に従事する場合の職務専念義務の免除について、統一的な事務処理が行われていないので、事務取扱を明確化し、適正な運用が図られるように努める必要がある。なお、職務専念義務の免除を受けて団体の業務に従事する場合には、それに伴う災害は、公務災害の対象にはならないことに</p>	人事・行革課	<p>職務専念義務の免除を受けられる場合の基本的考え方及び事務取扱について通知し、職員への周知を行う予定である。</p> <p>また、統一的な事務処理をさらに徹底するため、職務専念義務の免除に係る承認の決裁権限の見直しを検討している。</p>

	留意する必要がある。		
団体への 県費支出	補助金等の中には長期間にわたり継続して団体に交付されているものがあるが、補助金等の適正かつ効率的な執行を図る観点から、定期的な見直し時期の設定や目標達成度を測るための基準の設定、サンセット方式の導入などにより見直しを進める必要がある。	政策課	事業実施による効果等を数値目標により検証する行政評価システムを活用するなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、補助金等の必要性、県関与の妥当性、効果等の観点から検証を行い、補助等の目的が概ね達成されたと認められるもの等は廃止するなどの見直しを進める。  また、補助金を新設する場合は、原則として、スクラップ・アンド・ビルド及びサンセット方式によることとし、団体を所管する関係各課を指導する。
	負担金について、執行伺書及びその添付資料（主には理事会等の議案書の写し、県の予算書）では負担金の積算根拠が明確でないものが多かったため、負担金の額の妥当性を検証するため、団体に対して必要な資料を求めるなどして積算根拠を明確にしておく必要がある。	政策課 出納局	予算要求時において、積算根拠を明らかにする資料の提出を求めるなど、その明確化のため、団体を所管する関係各課を指導する。  支出命令書等に負担金の積算根拠に関する資料の添付を求めるなど、その明確化に努める。
	県から補助金等を支出している財政的援助団体の中で、繰越金が県の補助金等の金額や団体の決算額より多いものがあったが、使途が特に明確になっていない多額の繰越金を有する団体については、財政的支援の必要性を検証し、補助金等の削	政策課	繰越金が県の補助金等の金額よりも大きい10団体のうち、基金事業の実施で繰越金の額が一時的に大きくなっている等の合理的な事由が認められる団体が4団体、既に18・19年度において補助金等の廃止・削減を行っている団体が4団体となっており、他の2団体に

<p>減等を検討する必要がある。</p>		<p>についても補助金等の削減・廃止に向けて検討を進めている。</p> <p>また、繰越金が県の補助金等の金額よりも大きい10団体のうち、5団体については繰越金が団体の決算額よりも大きくなっているが、このうち、基金事業の実施で繰越金の額が一時的に大きくなっている等の合理的な事由が認められる団体が2団体、他の3団体については、既に18・19年度において補助金等の削減・廃止が行われている。</p> <p>今後とも、補助金等については、補助事業等に係る収支等執行状況やその成果を適切に把握することにより、その必要性を検証し、その結果を踏まえ見直すこととし、団体を所管する関係各課を指導する。</p>
<p>補助金等の効果的かつ効率的な執行を図る観点から、補助事業に係る団体の契約については、補助金の交付要綱等に競争入札を原則とする等の規定を置くとともに、当該規定を遵守するよう団体を指導することにより、競争性の確保に努める必要がある。</p>	<p>政策課</p>	<p>補助事業等の交付決定に際して、その交付目的に留意しながら、補助事業等を行うため締結する契約に関し、法令等の定めに基づき、競争入札を行う条件を附すなど、補助金等の効果的・効率的な執行に努めることとし、団体を所管する関係各課を指導する。</p>
<p>県と団体との業務委託契約については、団体への委託業務が第三者に再委託されているものが多くあり、また、委託金額</p>	<p>出納局</p>	<p>第三者への再委託については、平成15年11月10日策定の契約方法改善指針及び平成19年2月1日付け契約方法改善プロジェクトチー</p>

	<p>に対する再委託金額の割合が高いものもあったが、再委託を認めることが委託先の選定理由と矛盾することがないのか、また、再委託により委託業務の効率的、効果的な執行が図られているのかなどについて検証を行うとともに、再委託先との直接契約についても検討する必要がある。</p>		<p>ム事務局通知「契約方法の改善について」によって、再委託の承認手続を適正に行い、大部分が第三者に再委託されている場合には再委託先との直接契約を検討するよう指導している。</p> <p>今後とも、会計事務研修において周知するほか、会計検査において重点的に検査し、その徹底に努める。</p>
団体の事務運営	<p>前年度の事業報告・決算については会計年度終了後速やかに承認を受ける必要があり、また当該年度の事業計画・予算についても事前承認が原則であることから、出来るだけ速やかに理事会等を開催するよう団体の指導に努める必要がある。</p>	<p>政策課 総務学事課 人事・行革課</p>	<p>前年度の事業報告・決算の承認を受けるための理事会等の開催が速やかに行われていなかった3団体のうち、1団体については平成19年度から改善されており、他の2団体についても速やかに開催するよう関係各課を指導した。</p> <p>今後とも、適切な指導に努めるよう団体を所管する関係各課を指導する。</p>
	<p>公益法人の中に公益法人会計基準に準拠した会計処理が行われていない団体や公益法人に対する立入検査が行われていない所管課などがあったので、各公益法人所管課において適正な指導監督等が行われるよう、関係法令や通知についての研修等を定期的実施するよう努める必要がある。</p>	<p>総務学事課</p>	<p>5月30日（水）に公益法人担当者会を開催し、関係課の公益法人担当者に対し、関係通知等を改めて説明するとともに、今後3年間の立入検査計画の作成・提出及び半年毎の立入検査実績の報告を依頼した。</p>